

ERIホールディングス株式会社
定 款



ERIホールディングス株式会社
東京都港区赤坂8丁目10-24

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、ERIホールディングス株式会社と称し、英文では ERI HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することならびに当該会社のための新規事業開発その他これらの事業に関連または附帯する事業を営むことを目的とする。

1. 建築基準法に基づく建築物の確認審査・検査業務、構造計算適合性判定業務その他同法に基づく業務
2. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく性能評価・検査業務、長期使用構造等確認業務その他同法に基づく業務
3. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定業務その他同法に基づく業務
4. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく技術的審査業務その他同法に基づく業務
5. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく保険法人からの受託業務その他同法に基づく業務
6. 建築士法に基づく建築士に対する定期講習業務その他同法に基づく業務
7. 独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務その他受託業務
8. 建築物、土木構築物、土壤および不動産等に関する調査・診断・検査・評価・格付・鑑定・監査その他これらに関連または付随する業務
9. 一般土木、農業土木および森林土木の公共事業に関する調査、測量および技術顧問に関する業務ならびに補償コンサルタント業務その他これらに関連または付随する業務
10. 環境保全およびインフラメンテナンスに関する調査・診断・検査・分析・点検・評価その他これらに関連または付随する業務
11. 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)、CASBEE (建築環境総合性能評価システム) による評価・認証業務その他環境・省エネルギー分野に関する調査・診断・検査・評価・格付・鑑定・監査その他これらに関連または付随する業務
12. 都市開発および再開発事業の企画計画等に関する評価・格付その他これらに関連または付随する業務
13. 建築資金に関する保証、建築資金管理受託、エスクローその他建築資金に関する業務
14. 情報システム・ソフトウェアの企画、開発、販売、保守およびコンサルティング等に関する業務
15. インターネット等を利用した各種情報提供、広告・宣伝、通信販売業務およびウェブサイトの運営受託業務
16. 建築物および建築技術等に関する情報提供・管理ならびに建築士、確認検査員および評価員等に対する教育・研修・その他のサービス業務
17. 建築に関する書籍および電子出版物の製作・販売ならびに講演会の開催
18. 住宅の瑕疵担保責任の賠償保証業務、住宅設備機器の延長保証業務
19. 労働者派遣事業

20. 損害保険代理業
21. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、28,500,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式総数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

2 前条第 2 項の決議があつたとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

- 第 28 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 700 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

- 第 29 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

- 第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは招集手続を経ないで開催することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第 34 条 監査役会の決議は、法令で別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会の議事録)

- 第 35 条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

- 第 36 条 監査役会に関しては、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

第38条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金400万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(責任免除)

第41条 当会社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剩余金の配当の基準日)

- 第 45 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

- 第 46 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

平成 25 年 12 月 2 日	設立登記
平成 27 年 8 月 28 日	変更
平成 28 年 8 月 30 日	変更
平成 29 年 8 月 30 日	変更
2022 年 8 月 30 日	変更
2024 年 8 月 29 日	変更